

写

決 定 書

異議申出人 井前 聖良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「法」という。）第206条第1項に基づき、令和5年5月26日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって申し出られた令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人高橋まゆみ氏（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙人は、引き続き東京都足立区に3箇月以上住居を有することが必要であるところ、住所とは民法にいう生活の本拠であって（民法第22条）、ただ足立区に住民票があるという形式的な手続きによって定まるものではない。住所認定にあたって最も重視されるべき事項は、起居、寝食、入浴、電気、水道の使用などの事実であり、足立区に生活の本拠がある事が疑わしい本件当選人は法第9条に違反している疑義が強く調査が必要と思料する。

以上の理由により本件当選人の当選を無効とすることを求める。

決 定 の 理 由

1 前提事実

- (1) 本件選挙には、定数45名に対し、申出人を含む64名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和5年5月14日に告示され、令和5年5月21日に執行された。同日に行われた開票の結果、選挙会は、本件当選人の得票数を4,501票（第16位）とし、当選人と決定した。

2 被選挙権の要件（法第9条第2項）について

法は、日本国民たる年齢満18歳以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定し（法第9条第2項）、特別区にもこの規定が適用される（法第266条）。

法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている（最高裁判決平成9年8月25日判決）。

また、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

また、「引き続き3箇月以上」の期間は、民法（明治29年法律第89号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応当する日の前日に3箇月に達すると解されている。

よって、本件当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和5年2月21日から本件選挙の執行日である令和5年5月21日までの間、足立区内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

3 本件異議申出の受理及び職権による審理

令和5年6月1日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、本件当選人が本件異議申出の利害関係人であることから、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により本件当選人を参加人として職権により審理に参加させ、本件当選人に対して証拠書類等の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて本件当選人に事実確認を行った。

当委員会は、令和5年8月1日、第15回足立区選挙管理委員会定例会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

4 当委員会の判断

当委員会は、本件当選人から収集した証拠書類及び聞き取りの内容を踏まえ、本件当選人の令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間の生活の本拠について、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、平成29年4月18日に足立区に転入し、以降住所の移動はない。また、本件当選人は、平成30年7月31日に運転免許証の交付を受けており、当該運転免許証に記載された住所は現住所であって、交付後の住所の変更はなかった。

(2) 現住所の土地上の建物の所有状況

本件当選人の配偶者が現住所の土地上の建物を所有している。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

本件当選人の配偶者が現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者である。

本件当選人の現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は次のとおりである。

ア 電気使用状況

使用時期	使用量 (kWh)
R5. 1. 18～5. 2. 17	901
R5. 2. 18～5. 3. 17	706
R5. 3. 18～5. 4. 17	679
R5. 4. 18～5. 5. 17	609

イ ガス使用状況

使用時期	使用量 (立方メートル)
R5. 2	110
R5. 3	97
R5. 4	57
R5. 5	72

ウ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)
R4. 12. 15～5. 2. 14	54
R5. 2. 15～5. 4. 13	57
R5. 4. 14～5. 6. 14	68

以上より、令和5年2月頃から令和5年6月頃までの間、本件当選人が現住所において継続して電気、ガス及び水道を使用していた事実が認めら

れる。なお、本件当選人には同居の家族がいるため、上記の電気、ガス及び水道の使用量のみをもって本件当選人の居住実態を直接に裏付けるものとはならないともいえる。しかし、本件当選人の証言からは、本件当選人が現住所以外に居所を有していたとは認められず、本件当選人の現住所における居住を否定する事情は他に見当たらない。

(4) 日用品等の購入について

本件当選人が提出した証拠書類から、本件当選人が令和5年2月頃から令和5年5月頃までの間に複数回にわたって足立区内の店舗で日用品等を購入していたことが確認された。

(5) 小括

以上のとおり、本件当選人について、平成29年4月18日から足立区内に住民票上の住所を有し、同人の配偶者が現住所の建物を所有していることに加え、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を使用し、足立区内の店舗で複数回にわたって日用品等を購入している事実が客観的に認められる。他方、本件当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、本件当選人は、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、引き続き3箇月以上、足立区の区域内に住所を有していたと認められる。

5 結論

以上からすれば、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨下 稔

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鶴下 稔